

クラウドファンディング活用型まちづくりファンド選定基準

改正 平成26年 8月
改正 平成27年10月
改正 平成29年 6月
改正 令和 2年10月
改正 令和 4年 6月

一般財団法人民間都市開発推進機構

一般財団法人民間都市開発推進機構（以下「機構」という。）が資金拠出により支援を行うクラウドファンディング活用型まちづくりファンド（以下「まちづくりファンド」という。）の選定に際しては、次の事項に関する審査を行う。

1 申請要件

資金拠出の申請を受けたまちづくりファンドが、次の要件を満たしていることを審査する。

なお、機構からの資金拠出時には、次の要件全てを満たす必要があるが、申請時点では予定でもよいものとする。

- (1) 次に該当するもののうち、地域住民、地元企業等による民間まちづくり事業への助成等（※1）又は指定まちづくり会社（※2）、復興まちづくり会社（※3）若しくは民間事業者への出資（※4）を行うものであること。
 - ① 公益信託
 - ② 公益法人（財団法人または社団法人）
 - ③ 市町村長が指定するNPO等の非営利法人（※5）
 - ④ 指定まちづくり会社（※2）
 - ⑤ 復興まちづくり会社（※3）
 - ⑥ 地方公共団体が設置する基金
- (2) 地方公共団体から当該まちづくりファンドに資金拠出が行われていること。
- (3) 支援要望額が、次のうち最も少ない金額になっていること。
 - ① まちづくりファンドの規模、助成等の対象等を考慮し最大1億円
ただし、都市再生推進事業補助交付要綱第14条の2第2項第二号に規定される都市利便増進協定等（※6）に基づく民間まちづくり事業を対象

とするまちづくりファンドにあっては、地方公共団体が、個人又は法人が支出する寄付金を財源に行う資金拠出の額又は1億円のうち、いずれか少ない額

②総資産額（機構への支援要望額を含む）の2分の1以下

- ※1 「助成等」は、指定まちづくり会社及び復興まちづくり会社が自ら行うまちづくり事業への支出を含む。
- ※2 「指定まちづくり会社」とは、次の要件全てに適合するものをいう。
 - i 都市再生整備推進法人として指定されたまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社
 - ii 機構の拠出金並びに拠出対象事業及び当該事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を配当に充てないもの
- ※3 「復興まちづくり会社」とは、次の要件全てに適合するものをいう。
 - i 特定被災地方公共団体である市町村及びその市町村が属する道県が出資する会社（株式会社にあつては総株主の議決権に占める地方公共団体の有する議決権の割合が100分の3以上であること、持分会社にあつてはその社員のうちに地方公共団体があること。）
 - ii 機構の拠出金並びに拠出対象事業及び当該事業により整備された施設等を使用して行う事業から生じる利益を配当に充てないもの
- ※4 「出資」は、自ら民間まちづくり事業を行う指定まちづくり会社、復興まちづくり会社若しくは民間事業者への出資に限る。
- ※5 「市町村長が指定するNPO等の非営利法人」とは、都市再生整備推進法人、中心市街地整備推進機構、景観整備機構、防災街区整備推進機構等として指定された非営利法人をいう。
- ※6 「都市利便増進協定等」とは、都市利便増進協定、都市再生整備歩行者経路協定、低未利用土地利用促進協定、立地誘導促進施設協定、跡地等管理協定をいう。

2 選定基準

次の基準を満たしていることを審査し、クラウドファンディング活用型まちづくりファンド選定委員会の議を経て、選定を行う。

(1) まちづくりファンドの目的

地域の個性と魅力に満ちたまちづくりのため、取組に共感を持つ人々からの寄付等を活用して資金を調達し、まちづくり活動への助成等や、まちづくり会社への出資を行うものであること。

(2) まちづくりファンドによる助成事業・出資先の決定方法

審査会の設置や選定基準の明確化等の方法により、助成事業又は出資先の決定プロセスの公平性、透明性が確保されていること。

(3) 想定されるまちづくり事業

機構拠出金を、公共公益施設整備、修景施設整備等、民間によるまちづくり事業への助成に充てようとする場合には、想定されるまちづくり事業が、次に掲げる公益性、発展性、地域性、必要性、先導性、継続性の視点から、まちの魅力づくりや活性化等に寄与することが期待できるものであること。

審査の視点	内容
①公益性	<ul style="list-style-type: none">・不特定多数の住民の利益につながるか。・地域のまちづくりの推進に貢献できるか。 など
②発展性	<ul style="list-style-type: none">・活動の水準を高めたり、活動の範囲を広げたりなど、活動の活性化が期待できるか。・他の住民（団体）や地域の波及効果が期待できるか。 など
③地域性	<ul style="list-style-type: none">・地域の特性や資源（都市景観・自然景観・郷土芸能・文化等）を生かすための観点や工夫が見られるか。・地域の実情を踏まえた課題解決の取り組みとして評価できるか。 など
④必要性	<ul style="list-style-type: none">・住民（地域）からのニーズが高い活動であるか。・まちの活性化や魅力づくりのために意義ある活動であるか。・十分な事業実施の見込みがあるか。 など
⑤先導性	<ul style="list-style-type: none">・チャレンジ性や独創性が見られるか。・まちづくり活動としての新しい取り組みが見られるか。 など
⑥継続性	<ul style="list-style-type: none">・継続的に維持され有効に利活用される事業を対象としているか。 など

(4) 出資先となるまちづくり会社

機構拠出金を、自ら民間まちづくり事業を行う指定まちづくり会社又は復興まちづくり会社へ出資しようとする場合には、出資先であるまちづくり会社の行う民間まちづくり事業が、(3)に掲げる審査の視点及び内容を満たしていること。

(5) 支援要望額の妥当性

機構拠出金の活用が想定されるまちづくり事業の内容や事業量等からみて、支援要望額が妥当であること。